

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

弊社は他のIT企業やヘルスケア関連の企業と積極的に連携し、オープンイノベーションを推進します。具体的には、自社商品の薬局向けB2Bシステムを更に進化させるために、外部の技術や知識を活用し、新たな価値を創出します。また、弊社のITコンサルティングサービスにおいて、M&Aや事業承継に関する支援も提供します。これには、事業戦略の策定から、システムの統合やリプレイスに至るまで、全面的な支援が含まれます。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

弊社のITコンサルタントと開発者は、共通EDIの構築やデータの相互利用に必要なITシステムの設計、開発、運用を支援します。また、IT人材育成のための教育プログラムを提供し、クライアント企業のITリテラシー向上に寄与します。さらに、サイバーセキュリティの専門家と連携し、適切な対策とリスク管理のアドバイスを提供します。

c. 専門人材マッチング

弊社は、専門技術や業界知識を持つITプロフェッショナルのネットワークを活用し、企業のニーズに応じた人材マッチングを提供します。これにより、企業は短期間で適切な人材を見つけ、プロジェクトの推進や新たな取り組みを迅速に開始することが可能になります。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

弊社は、ITの力で環境負荷の低減に貢献します。具体的には、低炭素化技術の開発、省エネルギー診断の支援、システム開発の生産工程での炭素排出量削減など、様々な取り組みを行います。また、IT資源の調達においても、環境に配慮した製品の選択や、リサイクル可能な素材の使用を推進します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

弊社は、社員の健康と満足度の向上を企業価値の一部と認識しています。そのため、定期的な健康診断、リモートワークの推進、メンタルヘルスのサポートなど、社員の健康を支える施策を実施します。また、これらの取り組みを通じて得たノウハウを、クライアント企業にも共有し、健康経営の推進を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

- ・約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2023年6月19日

グルテック株式会社

代表取締役・バトエレデネ ハタンボルド

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。